



交通安全トラの特

～安全をつなげて広げて 事故ゼロへ～

発行 県民生活局 くらし交通安全課
(電話 054-221-2104)

下校中の小学生が負傷する交通事故が発生しましたので、次の点に気をつけましょう。

交通事故発生状況

日 時	令和7年4月16日(水)午後3時頃
場 所	沼津市泉町地先
内 容	軽四乗用車が横断歩道を横断中の小学生に衝突。 小学生は骨折をする重傷 ※ 高齢運転者事故

～ドライバーの皆様へ～

- ✓ 横断歩道に接近する場合は、横断歩道等の直前(停止線の直前)で停止することができるような速度で進行しなければなりません。

※横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合は除く

(横断歩道等に接近する場合の義務 道路交通法第38条第1項 前段)

- ✓ 横断しようとする歩行者等があるときは、横断歩道等の前で一時停止し、その通行を妨げてはいけません。

(横断歩行者等がいる場合の一時停止 道路交通法第38条第1項 後段)

～歩行者の皆様へ～

- ✓ 横断するときは、手を挙げるなど横断する意思を示すとドライバーも気づきやすくなります。
- ✓ 車が止まるなど、安全確認をしてから横断し、横断中も安全確認をしましょう。